

## 館山市広報有料広告募集要領

### 1 広告を募集する広報紙

広告を募集する広報紙は、令和4年5月号から令和5年4月号までの12号です。

### 2 広告の規格・位置

広告の規格・位置は次のとおりです。なお、市がインターネット媒体で公開する広報紙には、広告は掲載しません。

#### (1) 寸法

- ① 1種広告 縦45ミリメートル、横85ミリメートル
- ② 2種広告 縦45ミリメートル、横174ミリメートル

#### (2) 色

シアンと黒の2色以内（どちらか1色でも可）

#### (3) 位置

2色刷りページに設置する有料広告枠内

### 3 募集する広告の数

(1) 掲載できる広告は、1号につき1種広告に換算して原則14枠までです。

(2) 1事業者が、一つの号に掲載できる広告は、1種広告及び2種広告のいずれか1枠のみです。

(3) 1事業者が、複数の号に広告を掲載することも可能です。

### 4 掲載できる広告

次のような広告（館山市有料広告掲載要綱第3条第1項に規定していません。）は広報紙に掲載することができません。また、別に市長が定めた基準により、掲載できる広告の範囲を定めています。必ず、館山市有料広告掲載要綱と館山市広告掲載基準を確認してください。

- (1) 法令等に違反し、又は違反のおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教（布教）活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

## 5 広告掲載単位

広告の掲載は1号単位です。

## 6 広告掲載料

1号1枠当たりの広告掲載料は次のとおりです。ただし、市内に事業所、営業所などを有しない事業者については5割増となります。

- (1) 1種広告 8,000円
- (2) 2種広告 16,000円

## 7 広告掲載料の割引

1回の申し込みで、年度内に発行する広報紙の複数の号に広告を掲載する場合には、掲載号数に応じて、次の表のとおり、広告掲載料が割引になります。

広告掲載号数	割引になる額
2号から11号	0円
12号から17号	8,000円
18号から22号	16,000円
23号から24号	24,000円

※2種広告は、1号の広告を2号分として計算します。

## 8 版下原稿

- (1) 版下原稿は、広告掲載の申込者が用意してください。広告掲載料には版下原稿の作成費用は含んでいません。
- (2) 版下原稿に使用できる色はシアンと黒の2色以内としますが、どちらか1色とすることもできます。
- (3) 版下原稿は、「Windows10日本語版、InDesignCC」で取り込むことのできる次の形式で作成してください。

### ア 「Adobe Illustrator Ver.26」

フォントは全てアウトライン化してください。色はCMYK形式としてCとKを使用(RGB形式は不可)、保存形式は「AI」または「EPS」としてください。写真や画像(イラスト等)を貼り込んだ場合は、そのデータも別途提出してください。

### イ 「Adobe Photoshop」

色はCMYK形式としてCとKを使用(RGB形式は不可)、形式は「EPS」として

ください。写真や画像（イラスト等）を貼り込んだ場合は、そのデータも別途提出してください。

ウ 「JPEG」・「TIFF」（色のRGB形式は不可）

各形式とも解像度は、「原寸で200～350dpi」とします。また、必要に応じて規定寸法内で枠線を付けてください。（トンボ不要）

なお、原稿によっては、別形式で再提出を求める場合があります。

- (4) 掲載が可能となった場合は、指定期限までに版下原稿を秘書広報課に提出してください。指定期限までに提出のない場合には、掲載できないことがあります。

## 9 申込方法

次の書類を秘書広報課に提出してください。

- (1) 館山市広報広告掲載申込書（館山市広報有料広告掲載要領第4条別記第1号様式）
- (2) 広告の原稿案（用紙への出力で可）
- (3) 広告に関する事業の説明資料（広告で紹介するモノやサービスの内容、会社の概要などがわかるもの）
- (4) 館山市に納めるべき税の納税状況を証する書類

## 10 申込期間

年度内に発行する広報紙（今回の場合は令和4年5月号から令和5年4月号までの12号）に掲載する広告の申込期間は、令和4年1月4日（火）から2月28日（月）までの原則1回とします。

ただし、募集する広告の数に達していない場合は、この限りではありません。

（受付は、土日祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。）

## 11 掲載の決定

- (1) 申し込みのあった広告は、館山市有料広告掲載要綱や館山市広告掲載基準に照らして広告掲載の可否を判断します。
- (2) 掲載が適当と認められた広告の申し込みが、1種広告に換算して14枠を超える場合には、原則として次の順位（館山市有料広告掲載要綱第4条に規定しています。）によるものとします。

- ① 市内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有するものに係る広告
  - ② 市内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げるもの以外に係る広告
  - ③ 前2号に掲げるもの以外の企業等に係る広告
  - ④ その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告
- (3) 同一順位に該当する広告が複数あって、掲載が適当と認められたものがない場合、なお4枠を超える場合には、抽選で掲載する広告を決定します。
- (4) 2種広告が含まれ、掲載順位によって掲載する広告を決められないときには、市が定める方法で掲載する広告を決定します。
- (5) 広告の掲載の決定は、館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書（館山市広報有料広告掲載要領第5条第1項別記第2号様式）により通知します。なお、決定後の掲載号及び広告種別（大きさ）の変更は、認めない。

## 1.2 広告掲載料の支払い

- (1) 広告の掲載が決定した場合は、館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書と一緒に納入通知書を送付します。
- (2) 館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書に記載した納付期限までに広告掲載料全額をお支払いください。

## 1.3 広報「だん暖たてやま」の概要

- (1) 発行日：毎月1回（毎月20日頃）
- (2) 規格：A4判、5段組、表紙及び裏表紙カラー刷・他2色刷
- (3) ページ数：令和2年度実績＝平均25.83ページ／1号
- (4) 発行部数：令和3年度実績＝21,600部／1号  
（令和4年度予定＝21,600部／1号）
- (5) 配布範囲：原則町内会を通じて配布し、一部は公共施設で配布するなどにより市内全戸を対象に配布します。